

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

## 原告第12準備書面

(準備書面(6)及び(7)に対する反論)

2025(令和7)年12月3日

10 東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

15

同 弁護士 佃 克彦

(連絡担当) 同 弁護士 堀田 有大

20

本準備書面では、被告の渋谷意見書(甲29)に対する反論である準備書面(6)(2025年9月16日付)、栗島意見書(甲30)に対する反論である準備書面(7)(同日)に対して、必要な限度で反論をするとともに、原告の部分社会の法理に関する主張を補充する。略称は従前の例に従う。

25

## 第1 準備書面(6)に対する反論

原告は、渋谷意見書（甲29）に基づき、政党には民主主義が妥当しなければならず、結社の自由は個人の表現の自由に劣後するのであるから、本規約5条5項第4文は無効であるほか、本件除名処分は、その余の実体要件も手続要件も満たさないから無効であると主張したところである（原告第7準備書面）。  
5 以下では、被告の主張に対して、必要な限度で反論をする。

### 1 判断枠組み

#### (1) 佐藤幸治説に関する主張

被告は、部分社会の法理については、「司法審査の対象となるか、また、いかなる司法審査が求められるかは結社その他の存在の目的、性格、機能、紛争の性格ないし深度等々に照らし、個別具体的に判断されるべきもの」であると主張するが（準備書面(6)2頁）、この主張自体については、積極的に争わない。  
10

#### (2) 日本新党当選無効訴訟最判に関する主張

被告は、原告及び渋谷意見書が政党に関する先例として日本新党当選無効請求訴訟最判に言及したことに対して、「先例的価値がある」との被告主張を認めたものであると主張するが（準備書面(6)8～9頁）、渋谷意見書は、日本新党当選無効請求訴訟最判を紹介したにすぎず、これを先例とすべきとは論じていない。  
20

#### (3) 令和2年最大判の射程に関する主張

被告は、令和2年最大判は政党の除名処分について司法審査が及ぶと判示したものではないこと、令和2年最大判は団体の内部紛争についての司法審査の可否について「それぞれの団体の目的・性質・機能、その自律性・自主性を支える憲法上の根拠の相違、紛争や争われている権利の性質等を考慮に入れて個別的具体的に検討するという姿勢である」ことを主張し、地方議会  
25

と政党の類似性の検証をすべきであるが、それがなされていないと主張する（準備書面(6) 9～10頁）。

5

このうち、令和2年最大判が政党について判示したものでないこと、一般論として個別的具体的に検討すべきことを争うものではないが、後述2のとおり、政党について検討をすれば足り、あえて地方議会と政党の類似性を検証する必要はない。

10

むしろ、令和2年最大判は、憲法上、内部的な自律権を与えられている存在でありながら、部分社会の法理を適用せず、処分の当否に対して司法審査をしたものである。地方議会に認められるのであれば、単なる結社の自由が保障されるにすぎないという意味では、憲法上も労働組合と変わらない政党に対して、司法審査が及ばないという意味での無法地帯を作る理由は存在しない。

## 2 当てはめ

15

### (1) 憲法の直接適用に関する反論

20

被告は、渋谷意見書の政党は「政府の伸ばされた手」とみなされるから「国家行為（state action）の理論」に基づき憲法が直接適用されるとする主張に対し、政党助成法4条1項は、国家による義務を課することを禁じているばかりでなく、「国家行為（state action）の理論」は判例上採用されていないと反論する。

25

しかし、八幡製鉄訴訟最大判が否定したのは、純然たる私人である株式会社に対して「国家行為（state action）の理論」が適用できないことを論じたに過ぎない。渋谷意見書も、原告の主張も、政党は、株式会社のような純然たる私人ではなく、固有の意味での憲法に該当する公職選挙法等により、憲法の統治機構に組み込まれているから、純然たる私人ではなく、もはや公的 existence とみなすべきであるから、憲法が直接適用されると主張するものであ

る。

5

政党助成法 4 条 1 項の定めが存在することは、被告指摘のとおりであるが、だからといって、憲法 32 条が原告に裁判を受ける権利を保障している以上、政党を司法審査が一切及ばないという意味での無法地帯とすることはできない。また、本件処分が本規約の定める要件を充たすかを審査することも、本規約が公序良俗に反すると判断することも、何ら政党助成法 4 条 1 項に違反するものではない。

## (2) 共産党袴田訴訟最判に関する反論

10

ア 被告は、政党に関する共産党袴田訴訟最判は「党員に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施す」ことを認めているのに対し、労働組合に関する三井美唄炭鉱事件最判は「合理的な範囲内で、組合員に対して統制権を有する」としか判示していないから、政党による統制権は、労働組合よりも強力であると主張する。

15

しかし、共産党袴田訴訟最判は「一定の」統制として、政党の統制権を限定している。この説示は、むしろ、労働組合に関する「合理的な範囲内で」と同様、統制権に限界があることを示している。「合理的な範囲」と「一定の」とに有意な差はなく、政党の方が強力な統制権があり、司法審査を排除することができるとの見解は曲解である。

20

25

また、繰り返し述べているとおり、労働組合の統制権に対して、最高裁は判断代置審査を行っているから、「一定の」統制権を有するにすぎない政党に対して、判断代置審査をすることができない理由は存在しない。むしろ、原告に憲法 32 条の裁判を受ける権利が保障されているのであるから、裁判所は、本規約の公序良俗違反、本件処分の実体要件及び手続要件の充足性について、証拠をもって事実認定をしたうえで、審査しなければならない。

イ また、共産党袴田訴訟最判は「結社の自由、加入の自由、脱退の自由」

を明示しているのに対し、労働組合についてこれらを明示した判例はないとも主張するが、そうであれば、より個人の結社の自由を保障すべきことになり、被告に在籍し続けたいという原告の憲法上の権利は、「加入の自由」あるいは、団体との関係で結社を継続する自由、団体内部の個人の意思に反して強制的に脱退させられない自由として強く保障されるべきである。団体である政党の結社の自由の行使が団体（政党）内部の個人の結社の自由を強く制限することになるという点が軽視されではならず、後述するとおり（本書面7頁(4)）、本件においては個人の結社の自由を中心に考え、これを重視すべきである。

ウ さらに、共産党袴田訴訟最判は「政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない」と判断しているのに対し、地方議会や大学にはこうした表現は用いられないといないと主張するが、一般論としてはそうであるとしても、個人の表現の自由と政党の統制権とが対立した場合、統制権が劣後することは、既に主張したとおりである（原告第7準備書面6頁）。

エ 被告は、共産党袴田訴訟最判は「政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由に一定の制約を受けることがあることもまた当然である」と判断しているのに対し、地方議会、大学、労働組合にこのような判示はなく、「政党の求める要綱、規約、決定に異を唱える者がいて、政党の目的達成に支障があれば、政党としての役割を果たすことができない」から、党员の権利自由を制約できるとも主張する。

しかし、繰り返し主張しているが、共産党袴田訴訟最判は、裁判所に対して、規約等が公序良俗に反するか否か、政党による処分が規約等の実体要件及び手続要件を充足するかを審査する権限を認めている。被告の主張するように「政党の目的達成に支障」があるとしても、いかなる統制権行使であっても認められると解することができない。いくら政党に「一定の

統制権」があるとしても、その範囲には自ずから限界があるほか、自ら定めた規約等の実体要件及び手続要件を遵守しなければならないこともまた当然である。

オ 被告は、共産党袴田訴訟最判が「除名その他の処分の可否」については、原則として自立的な解決に委ねるとしていると主張するが、同最判が尊重すべきとしているのは、「政党の内部的自律権に属する行為」であり、かつ、「法律に特別の定めのない限り」にすぎない。党员の除名処分は、規約に基づき当事者間の具体的な権利義務を変動させるものであること、一般市民法秩序と直接の関係があることから、司法審査の対象になることは、既に主張したとおりである。また、同判決は、規約等が公序良俗に違反するか、政党による処分が規約等の実体要件及び手続要件を充足するかについて、裁判所が審査できることも、既に主張したとおりである。

カ 被告は、以上の諸点を理由に、上記の判断枠組みによれば、部分社会の法理が適用され、そもそも司法審査の対象とならず、仮に司法審査の対象となるとしても、裁判所は政党による判断を尊重すべきであるから司法審査をすべきでないと主張するようである。

しかしながら、共産党袴田訴訟最判が、少なくとも、規約等が公序良俗に違反するか、政党による処分が規約等の手続要件を充足するかについて、裁判所が審査できることについて争いはない。同最判の読み方に争いがあるとすれば、政党による処分が規約等の実体要件を充足するかについて、裁判所が審査できるか否かであろう。

結局のところ、実体要件に関する司法審査をすべきか、その審査密度（ないし審査基準）をどうすべきかは、共産党袴田訴訟最判をどう読むかだけでなく、その後の公職選挙法の改正、政党助成法の成立等により、政党の憲法上の位置づけが変化したことをどう捉えるか、党内民主主義の要請が

どこまで妥当するのかという点に帰着する。

### (3) 政党には民主主義が妥当しなければならない

5

被告は、ドイツ基本法は政党を統治機構のひとつと位置付けているが、日本国憲法は私的結社として位置づけていること、フランス憲法の党内民主主義も倫理的な意味しか持たないと主張する（準備書面(6)10～11頁）。

10

しかし、フランス憲法が倫理的な意味しか持たないのは、その制定過程に関する固有の議論であり、日本国憲法に直ちに妥当するものではない。また、国家統治の基本法という実質的意味の憲法である公職選挙法等において、我が国においても、政党は統治機構に組み込まれていることは、既に主張したことおりであるから、形式的意味の憲法である憲法典に明文で記載されているか否かという形式論によるべきではない。我が国の現行の法制度において、政党は統治機構に組み込まれているのであるから、民主主義が貫徹されなければならず、日本国憲法のもとにおいて党内民主主義は法的な意味を有するものというべきである。

15

### (4) 統制権は個人の自由に劣後する

20

また、被告は、「権利の請願」などの歴史的文書に基づく渋谷意見書や原告の主張を、歴史的背景に着目しないものであると批判するが（準備書面(6)11～13頁）、何ら裏付けのない主張である。結社の自由が、主として中間団体からの支配から市民を守るための権利として保障されたことは、渋谷意見書（甲29・21頁）のとおりである。

25

仮に、統制権と個人の権利との間で対立が生じた場合、当然に統制権が優越すると解するべきでない。三井美唄炭鉱事件最判、八幡製鉄訴訟最大判、国労広島地本訴訟最判、南九州税理士会訴訟最判においても、統制権と個人の権利との間で対立が生じた場合、最高裁は、団体の裁量に委ねることなく、一貫して利益衡量を行ってきた。団体内部の自律的な規範がある場合、これこそが利益衡量の結果なのであるから、処分が規範に合致するかを裁判所が

審査できるのは当然である。むしろ、憲法上の根拠もなく、一定の裁量を導き出すことは、憲法32条の裁判を受ける権利を侵害するものとして許されない。

5 第2 準備書面(7)に対する反論

原告は、栗島意見書（甲30）に基づき、部分社会の法理は法律上の争訟に解消されること、本件除名処分は政党内部の意思形成に参加する法律上の地位を奪うから司法審査の対象となること、党内民主主義は政党における「公序」を構成すること、本規約5条5項第4文は無効であること、これが有効であるとしても原告は同条に違反せず、本件処分は公序良俗に違反することを主張したところである（原告第8準備書面）。以下では、被告の主張に対して、必要な限度で反論をする。

1 部分社会の法理は法律上の争訟に解消されること

15 (1) 原告の主張は被告が引用する調査官解説の見解と矛盾しないこと

ア 被告は、芦部説や佐藤幸治説のほか、令和2年最大判の調査官解説の「団体の内部紛争であっても、法律上の争訟性を満し得る紛争については、原則として裁判所法3条1項、憲法76条1項により、司法審査の対象となるものであり、このことは裁判を受ける権利を定める憲法32条からも基礎付けられるものである。もっとも、憲法上、争われている権利の性質等との関係で、団体の自律権を尊重すべき場合には、司法審査を控えるべき場合がある」との見解を根拠として、部分社会の法理が法律上の争訟に解消されるわけではないと主張する（準備書面(7)2～4頁）。

イ しかし、芦部説も佐藤幸治説も、いずれも令和2年最大判による整理がなされる前のものであるから、令和2年最大判以降において、必ずしも妥当するものではない。

ウ また、被告が引用する調査官解説自体が、部分社会の法理について、「法律上の争訟性を満し得る紛争については、原則として……司法審査の対象となる」として、少なくとも、部分社会の法理の大部分が「法律上の争訟」に解消されていることを認めている。

5 ただ、例外的に「司法審査を控えるべき場合がある」というが、その具体例は、あくまでも「憲法上、争われている権利の性質等との関係で、団体の自律権を尊重すべき場合」であり、憲法上の根拠がなければならないことを指摘している。仮に、部分社会の法理があるとすれば、憲法上の例外がある場合であることは、原告も認めるところであるが、政党に関する憲法上の根拠がないため、部分社会の法理を認める余地はない（訴状 11 頁、原告第 1 準備書面 18～19 頁）。

10 (2) 審査密度の問題と司法審査の対象の問題は区別すべきであること  
ところで、被告は、司法審査が及ぶか否かと審査密度の問題を峻別せず、「結局は司法審査の及ばない領域や分野のあること」としてひとまとめにするが（準備書面(7)5～6 頁）、根本的に理解を誤っている。

15 たしかに、部分社会の法理は、学説上、訴えを却下するか否か、攻撃防御方法を審査するか否か、司法審査する場合の審理範囲、司法審査をする場合の審査密度等が区別されず、十把一絡げに論じられてきたところではある。しかし、原告がここで指している部分社会の法理とは、「一般市民法秩序と直接の関係を有するか否か」により、訴えを却下するか否かを判断するものである。

20 25 本件においても、訴えを却下すべきか否かと、審理範囲や審査密度をどうすべきかについては、区別をして論じる必要があるところ、令和 2 年最大判は訴えを却下すべきか否かに関して判例変更をしたものである。原告と被告の主張反論にかみ合っていない部分があるのは、部分社会の法理の対象が整理されていないことに起因するものと思われる。

### (3) 令和2年最大判によって共産党袴田訴訟最判の説示が放棄されたこと

5

被告は、国家機関である地方議会に関する令和2年最大判を私的団体である政党とは事案が異なるため、原告の主張は令和2年最大判の「判旨を過度に一般化し、その射程範囲を恣意的に拡大するなど、自らの主張に合わせて都合良く解釈」しており、宇賀補足意見も単独の補足意見にすぎないと主張する（準備書面(7)6頁）。

10

しかしながら、上記のとおり、令和2年最大判は、被告が引用する調査官解説において、部分社会の法理について、部分社会の法理の大部分が「法律上の争訟」に解消され、例外的に「司法審査を控えるべき場合」は、あくまでも憲法上の根拠がなければならないという宇賀補足意見と同様の指摘をしているところである。法律上の争訟の該当性や調査官解説の説示は、地方議会であろうが政党であろうが妥当すること、政党が「憲法上の機関としても定められていない」ことは被告自身も認めていることから（準備書面(7)6頁）、例外的に司法審査を控えるべき場合に該当するということはできない。

15

## 2 国政に参加する権利は「法律上の地位」であること

### (1) 「法律上の地位」は実定法に限定されないこと

20

被告は、「法律上の地位」というべき「権利」は、「単に個人の主観的ないし利益の中に自足的にある純粹主観的なものではなく、制度＝法規のなかに客観的に定められるものであって、法規ないし規定によって承認されことが不可欠」であるところ、「憲法の中での規定やそれをうけた地方自治法、公職選挙法を通じ、選挙権や被選挙権として実定法上で規定されて初めて『権利』として承認される」が、原告の主張する政党内部の意思形成に参加する権利は「権利」ではないと主張する（準備書面(7)8頁）。

25

しかしながら、被告の主張は、権利の発生原因を「法規」及び「実定法」に限定している点で妥当ではない。権利の発生原因は、法規ないし実定法に

限らず、私的な契約であっても成立する。被告の主張を前提とすれば、法規や実定法に裏打ちされていない契約上の権利は法的権利ではないことになり、失当であると言わざるを得ない。

原告の主張は、原告の権利は、原告と被告との間で原告が入党することにより、本規約所定のものを含む各種の権利が生じているというものである。  
5

そして、これらの権利は、政党が公職選挙法等を含む我が国の実質的意味の憲法により統治機構に組み入れられていることを踏まえ、全体の仕組みを解釈すれば、もはや純粋な私的結社ないし私人間の契約ということはできず、これに公的な性質が備わっているのである。原告の権利が、こうした論理を経て、法律上の地位であることは、既に主張したとおりである。  
10

## (2) 褐田訴訟控訴審判決・日本新党当選無効訴訟第1審判決の理解

ア 被告は、褐田訴訟控訴審判決について、単に「政党の組織や運営が憲法の所期する民主主義の原理に則ったものでなければならないことは、当然の憲法上の要請」と判示しているだけでなく、具体的判断基準については「原則としてこれを政党の内部的判断に委ねるべきである」としており、共産党褐田訴訟最判もこれを支持していると主張する（準備書面(7)9～10頁）。

しかし、共産党褐田訴訟最判は、規約が公序良俗に違反するかを審査できることと判示していることは既に主張したとおりであり、褐田訴訟控訴審判決の要請する党内民主主義が「公序」の内容をなすのであるから、原告の主張が正当であるといえる。  
20

イ 被告は、日本新党当選無効訴訟最判に同第1審判決の党内民主主義に関する説示が記載されていないのは、「実定法の根拠なしに独自の当選無効事由を裁判所が設定・創造することになりかねないから」とあると主張するが（準備書面(7)10頁）、その理由は、当選訴訟という本来の司法権に含まれない客觀訴訟・民衆訴訟であるところ、公職選挙法がその審査範囲を  
25

選挙長ないし選挙会の審査対象を形式的な事項にとどめる趣旨だからにすぎず(原告第1準備書面33~35頁)、被告が主張するような含意は一切ない。

### (3) 我が国でも党内民主主義が妥当すること

5 被告は、ライプホルツ及びミヘイルズの見解の影響力や歴史的根拠を認めながらも、ドイツや韓国では反民主主義政党の違憲・解散が認められているが、イタリアやフランスは単なる宣言的意味にとどまっているなど、党内民主主義の在り方は様々であると主張する(準備書面(7)12頁)。

10 しかし、これらの議論は、いずれも国家が政党に対して何らかの規制を課する文脈の議論にすぎない。本件で問題となっているのは、党内民主主義が妥当していないから、政府は被告日本共産党を解散せよというものではなく、政党の内部運営における「公序」として、党内民主主義が含まれるか否かという全く別の問題である。

### (4) 「政党=結社」論に関する主張

15 ア 被告は、栗島意見書が引用する高田篤教授の論文には、政党を私的結社と同様にみなす「政党=結社」論の記載がないと批判するが、高田論文が政党を人権論として位置付ける通説的見解に批判的検討を行っていることは被告も認めるとおりである。

20 イ 被告は、栗島意見書が引用する各憲法学者の見解の存在を認めつつも、代表的な憲法の概説書が「政党」を憲法21条の結社の自由で解説していることをもって、私的結社として出発していると主張するが、少なくとも、実質的意味の憲法である公職選挙法等により、統治機構に組み込まれている以上、私的結社から議論するという出発点自体が誤っている。仮に、憲法21条による結社の自由が保障されるとても、あくまでも、政党が統治機構に組み込まれている公的存在であるというところから、議論を出発しなければならない。

ウ これに対し、被告は、政党が統治機構に組み込まれているとの主張は正しくないと批判し、原告が主張するとおり「政党の役割機能が拡大していること」を認めながらも、「直ちに政党に対する司法的統制が肯定されたり、政党の自律権が否定ないし制限される、さらには袴田事件最判や日本新党当選無効訴訟最判が否定あるいは変更されたりするものではない」と主張する（準備書面(7)14～15頁）。

たしかに、原告の主張では、共産党袴田訴訟最判の「一般市民法秩序」を用いる部分社会の法理は令和2年最大判により変更されたと主張しているが、共産党袴田訴訟最判のうち、裁判所が、規約が公序良俗に違反すること、政党による処分が手続要件を充たすか否かを審査できるという部分については争うものではない。仮に、共産党袴田訴訟最判が、政党による処分が実体要件を充たすかを審査できないと判断しているとの理解に基づくのであれば（原告としてはこうした理解は誤りであると考える。）、その判例変更を要するということにすぎない。

そして、「政党の役割機能が拡大している」というのは、具体的には実質的意味の憲法である公職選挙法等により、民主主義を支える統治機構に組み込まれているのであるから、党内民主主義が妥当するようになったと解すべきである。共産党袴田訴訟最判は、少なくとも、規約が公序良俗に違反するか否か、政党による処分が手続要件を充たしているかの審査を認めているところ、党内民主主義が「公序」に組み込まれるのであれば、これを制限する規約は無効なのである。

### 3 本件除名の違法性に関する主張

#### (1) 政党における除名手続には告知・聴聞の機会を要すること

被告は、日本新党第1審判決が告知・聴聞の機会を与えよと判示したのは、「拘束名簿式比例代表による参議院議員の選挙においてであること、その政

党が名簿登載者の選定、その名簿に基づいて投票が行われた後において、その名簿登載者について除名がなされたという事案」という限られた事案であるのに対し、本件にはこうした事情はないから、告知・聴聞の機会を要しないと主張するようである（準備書面(7)17～18頁）。

5 しかしながら、政党の党員たる地位は、実際に比例拘束名簿に登載されていないものでなかつたとしても、党員には、政党の党首等の役職者を選定する権利があり、こうした権利を行使することで国政に参加する権利を有するのであるから、これを除名するという憲法上の権利に由来する法律上の地位に対する重大な影響を与える以上、告知・聴聞の機会を要することは、日本新党第1審判決の事案と何ら変わりはない。

## 10 (2) 本規約5条5項第4文が無効であることの補充

ア 被告は、原告の本規約5条5項第4文が公序良俗に違反するという主張に対して、「公序良俗」の内容は定かではなく、「民主的な内容」の意義も明らかではないと主張する。

15 しかしながら、本規約5条5項第4文は「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」という、憲法21条1項が保障する「言論」ないし「出版」の自由を直接的に制約するものであることに間違はない。仮に、何が「民主的な内容」かを定義することが困難であるとしても、憲法21条1項が保障する「言論」ないし「出版」の自由を直接的に否定・制限するのであれば、それを「民主的な内容」であるということは到底できない。

20 イ 被告は、石原氏の見解は「立法政策論というべきものである」というが、石原氏のいう「異論に触れ続け、異論を内部に取り込み、異論と他の違憲とのやり取りをも議員も含む形で行う」ことが求められており、これが「公序」を構成することが否定されるわけではない。

25 繰り返しになるが、本規約5条5項第4文は、憲法21条1項が保障す

る「言論」ないし「出版」の自由を直接的に否定するものであり、「民主的な内容」であるということは到底できない。

### (3) 共産党袴田訴訟最判は規約の公序良俗違反を審査対象としていること

被告は、共産党袴田訴訟最判が規範の公序良俗性に触れているのは「処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合」であるから、本件は「除名処分によって一般市民としての権利や利益は侵害されていない」と主張する(準備書面(7)20～21頁)。

しかし、この被告の主張は、司法審査の対象となるか否か(訴えが却下されるか否か)の問題と、司法審査の範囲ないし程度の問題とを混同している。

すなわち、「処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合」なのであれば、法律上の争訟に該当することになるから、憲法上の例外がない限り、司法審査の対象となることは、繰り返し主張しているとおりであり、訴訟物が司法審査の対象となるとされれば、その実体審査の範囲を限定されることはない。

したがって、共産党袴田訴訟最判は、訴訟物が法律上の訴訟に該当する場合において、規約の公序良俗違反を審査することを肯定したものというべきである。

### (4) 党員たる地位は法律上の地位であること

党員たる地位が法律上の地位であることは、既に原告第4準備書面において主張したところである。

被告は、党費支払義務不存在確認訴訟は想定できるが、党からの法的請求が想定できないというが、党員たる地位を有する原告の立場からすれば、被告から、党費支払義務確認訴訟を提起することはできる。また、党内における選挙権や被選挙権については、現に被告がこれらの権利を認めていないうえ、将来(少なくとも次回)の党内選挙における地位を確認する利益があるから、抽象的権利の確認ということはできない。比例代表選出議員として立候補する資格についても、具体的な名簿登載には内部手続を要するとしても、

党員でなければ資格を有しないのであるから、除名処分により、これをすべて奪われたものと評価し得る。

したがって、党員たる地位が法律上の地位であることに疑いはない。

以上